

# 居宅介護支援契約重要事項説明書

令和6年9月1日現在

## 1 事業所の概要

事業所名	中道高齢者介護支援センター
所在地	神戸市兵庫区中道通6丁目1番33号
指定事業所番号	2870500010
開設年月日	平成12年4月1日
連絡先	TEL 078(575)7021 FAX 078(575)2520
メールアドレス	nakamichi.home@houonkai.jp
緊急時の連絡先	TEL 078(575)7021
管理者連絡先	TEL 078(575)7021
管理者	西山 嘉佳
営業日	月～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで
営業日営業時間外	緊急時対応の電話連絡は転送にて24時間連絡体制を整えています
サービス提供実施地域 (交通費無料地域)	兵庫区、長田区、中央区

## 2 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 報恩会
所在地	神戸市兵庫区大開通8丁目1番21号 2階
設立年月日	平成10年12月1日
連絡先(代表)	TEL 078(515)5100 FAX 078(515)5111
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 奥野 和年
法人の行う他の業務	(介護予防)ホームヘルプサービス (介護予防)デイサービス (介護予防)ショートステイ 特別養護老人ホーム・地域包括支援センター

## 3 当事業所の従業員

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者兼ケアマネジメント	1人
介護支援専門員(ケアマネジャー)	ケアマネジメント	3人
事務員等		

#### 4 事業の目的・運営方針

事業の目的	<p>本事業は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人、家族の意向を基に、居宅サービス又は施設サービスを適確に利用できるように計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように各サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事を目的とする。</p>
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員の介護保険法令の遵守</li> <li>・ 介護支援専門員の公正中立な居宅介護支援の提供</li> <li>・ 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画の作成を行う等</li> </ul>

#### 5 提供する居宅介護支援サービスの内容

(ケアプランの見積もり)

事業者はご契約者の依頼を受け必要であれば契約締結前にケアプランの見積もりの作成をします。(ご契約者の希望や要介護度から契約締結前の参考となるケアプランの例を作成します)

#### 6 居宅サービス計画の作成等

- (1) 1ヶ月に1回、サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価を行います。
- (2) 要介護認定等の更新・変更等の申請時に関係者によるサービス担当者会議を開催します。

#### 7 居宅サービス計画の変更

毎月及び要介護度の変更等利用者の状況が変化した時には、サービス提供前に居宅サービス計画原案を契約者に交付し、サービス内容及び利用者負担額を説明の上、文書により同意を得ます。また、同意を得られない場合には計画の変更も可能です。

サービスまでの流れは別紙「サービス提供の標準的な流れ」を参照の事。

訪問回数を目安	<p>介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。 1ヶ月あたり 1回程度 * 契約者の希望や介護支援専門員が必要と認めた場合は随時とします。</p>
---------	--

#### 8 サービスの利用料等及び利用者負担

1か月あたり

要介護 1・2	11,772円 (1ヵ月)
要介護 3・4・5	15,295円 (1ヶ月)

※ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントは5%の減算を行う。

※ 初回加算：新規に居宅サービス計画を作成した場合、もしくは要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、3,252円/月を加算  
以下の要件を満たす場合、上記以外に以下の料金が加算されます。

特定事業所加算Ⅱ	4,503円/月	特定事業所加算Ⅲ	3,501円/月
----------	----------	----------	----------

1. 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。
  2. 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。(特Ⅲは2名以上配置)
  3. 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に週1回開催している。
  4. 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。
  5. 介護支援専門員1人あたりの利用者数が45名未満であること。
  6. 法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど人材育成への協力体制への整備。
  7. 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共通の事例検討会・研究会等へ参加する。
  8. 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。
  9. 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加する。
  10. 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるようなケアプランを作成すること。
- 以上により、質の高いケアマネジメントを実施する体制が整備している場合。

当事業所は 特定事業所加算Ⅲを算定しています。

入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,710円/月	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,168円/月
--------------	----------	--------------	----------

入院時情報連携加算(Ⅰ):入院した当日に情報提供(入院日以前の情報提供含む)

入院時情報連携加算(Ⅱ):入院した日の翌日又は翌々日以内に情報提供

退院・退所加算	カンファレンス参	カンファレンス参
	加 無	加 有
連携 1回	4,878円	6,504円
連携 2回	6,504円	8,140円
連携 3回	×	9,756円

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用した場合において、退院・退所に当たって医療機関等の職員と面接を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。

通院時情報連携加算	521円／月
-----------	--------

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活支援等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録する。

居宅支援緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円／月
---------------------	----------

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて、必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。月に2回を限度として算定。

となりますが当社の居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として契約者の負担はございません。詳細については契約書別紙1の通りとします。

通常の事業の実施地域以外の地域の居住を訪問する場合には、それを要する交通費の実費を徴収する。なお自動車を使用した場合には、次の額を徴収する。

- 1 本所から片道2km未満 350円
- 2 本所から片道2km以上の場合は1km毎に50円加算

## 9 サービスの強制終了

ご契約者又はその家族、関係者から当事業所職員及び他利用者へのハラスメントがあった場合、当事業所は契約者に対して何らかの催告を要することなく即座にサービスを終了する事があります。

ハラスメントとは次の行為を指します。

### ○身体的暴力

身体的力を使って危害を及ぼす行為

(職員が回避した為、危害を免れたケースを含む)

- ・物を投げつける
- ・叩く、蹴る、つねる、引っ掻く。
- ・唾を吐く
- ・手を強く払いのける。

### ○精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

- ・大声を発する。
- ・怒鳴る。
- ・威圧な態度で文句を言い続ける。
- ・理不尽なサービスを強要する。
- ・期待通りのサービスがなされていないという過度な謝罪や土下座を強要する。
- ・他の利用者へのサービスの状況を覗き見る。
- ・刃物をちらつかせる。
- ・個人の連絡先の交換を強要する。

### ○セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など性的な嫌がらせ行為

- ・必要もなく手や腕を触る。
- ・抱きしめる。
- ・不快な写真や動画を見せる。
- ・卑猥な言動を繰り返す

## 10 サービス事業者の選定

公正中立に関するもの

- (1) サービス事業者の選定にあたって、契約者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (2) ご契約者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。
- (3) 公正・中立なケアマネジメントの確保を図るため、以下について契約者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

○契約時に前6か月間に作成されたケアプラン総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置づけられたケアプランが占める割合について契約者へ説明します。

○契約時に前6か月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与ごとの回数のうち同一の事業所によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）について契約者へ説明します。

<別紙参照>

#### 1.1 医療との連携に関するもの

- (1) 契約者が医療機関等に入院した際、その入院先に担当介護支援専門員の氏名、連絡先を伝えてもらうように依頼します。
- (2) 介護支援専門員は指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時その他必要と認めるときは利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、契約者の同意を得て主治医若しくは歯科医師及び薬剤師に提供いたします。
- (3) 介護支援専門員は、契約者が訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には契約者の同意を得て主治医の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

#### 1.2 業務継続計画の策定

事業所は感染症や自然災害の発生時において、ご契約者に対する指定介護事業所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1.3 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 1.4 職員研修・会議

介護支援専門員等の質的向上を図るための研修・会議の機会を次のとおり設けるものとし、下記の研修を実施しています。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 社内研修 年1回以上
- (3) 外部研修 個別研修計画に基づき適宜受講
- (4) 定例会議 週1回

#### 1 5 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、契約者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施

専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	管理者	西山 嘉佳
-------------	-----	-------

#### 1 6 身体拘束の適正化に関する事項

- (1) サービスの提供に当たっては、契約者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急を得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

#### 1 7 プライバシーの保護

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得たご契約者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後、当該職員の退職後も同様です。また、正当な理由とは契約書別紙の個人情報使用同意書に記載した内容とします。

事業者は、ご契約者又は家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において契約者又は当該家族の個人情報を用いません。

事業者は、普段の業務においても利用者又は家族のプライバシーに配慮致します。

#### 1 8 サービス提供中における事故発生時の対応

緊急時における確認事項

介護支援専門員等は、契約者の居宅訪問中に、契約者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

#### 1 9 重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合

ご契約者又は代理人に変更内容を郵送又は訪問時に文章にてお知らせします。

## 2 0 担当者の変更

ご契約者又は家族からの申し出、あるいは当センターの諸事情による担当者の変更の場合迅速かつ適切に対応し必要な措置を講じます。

## 2 1 損害賠償について

当社がご契約者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第 1 2 条に基づき、当社は金銭等により賠償をいたします。

当社は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

### ○加入保険名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

### ○保険の内容

居宅サービス事業者賠償補償制度

### ○賠償できる事項

対人事故、対物事故、人権侵害 等

## 2 2 情報の公開について

当社の情報をインターネット（ワム・ネット）にて公表しております。

## 2 3 サービス苦情窓口

当社は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

### ○ 当社の苦情相談窓口

(管理者) 西山 嘉佳	連絡先 Tel	078 (575) 7021
	FAX	078 (575) 2520
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
	緊急連絡先	078 (575) 7021

### ○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

兵庫県国民健康保険団体連合会	介護保険サービスに関する事 連絡先 078-332-5617 (平日) 8:45~17:15
神戸市福祉局監査指導部	介護保険サービスに関する事 連絡先 078-322-6326 (平日) 8:45~12:00 13:00~17:30

要介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）  
連絡先 078-322-6774  
（平日）8：45～12：00 13：00～17：30

神戸市消費生活センター（サービスの質や契約に関すること）  
連絡先 078-371-1221  
（平日）9：00～17：00

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご契約者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 時 分～ 時 分

場所（ \_\_\_\_\_ ）

事業者 所在地 神戸市兵庫区中道通6丁目1番33号  
名 称 中道高齢者介護支援センター 印

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受け同意しました。

契 約 者

住 所 神戸市兵庫区

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選定した場合）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名（続柄） \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ）

電 話 \_\_\_\_\_

契約者家族

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名（続柄） \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ）

電 話 \_\_\_\_\_

(付属別紙)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

ご約者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、契約者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1 提供する居宅介護支援サービスについて

- ・ご約者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から14日以内に居宅サービス計画を作成し、契約者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、要介護認定後に契約者等の意向を踏まえ適切な見直しを行います。

### 2 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、ご契約者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、ご契約者から当社に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、契約者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

### 3 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、ご契約者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に契約者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。  
この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額をご契約者においてご負担いただくこととなります。

## 重要事項説明書別紙(サービス提供の標準的な流れ)

